

会 議 概 要 書

審議会等の名称	平成 28 年度 第 1 回 磐田市環境市民会議
担当部課名	環境水道部 環境課 (内線 3126)
会議の開催日時	平成 28 年 12 月 13 日 (火) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
会議の開催場所	市役所西庁舎 3 階 特別会議室
出席者(職・氏名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 15 名 (出席者 14 名) 佐藤 和美、杉浦 聖、川島あつ江、諸井 康代、安間真由美、 鈴木 昇、松尾 陽子、村田 慎哉、今泉 佳代、松本 和也、 出羽 正二、今村 信大、豊田 榮、清 真人 (敬称略) (欠席者 1 名) 安藤 浩子 (敬称略) ・ (事務局 4 名) 環境水道部長、環境課長、環境保全グループ長、 環境保全グループ 副主任
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 会長及び副会長の選任 ・ 磐田市環境市民会議について ・ 環境目標関連施策の実施状況について ・ 磐田市迷惑防止条例について ・ 意見交換
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 28 年度 第 1 回磐田市環境市民会議次第 (2) 磐田市環境市民会議委員名簿 (3) 第 1 回磐田市環境市民会議席次表 (4) 資料 1 磐田市環境市民会議及び環境目標関連施策の実施状況について (5) 資料 2 磐田市迷惑防止条例の現状と課題

<p>概要</p>	<p>※会議の発言内容、審議経過等を記載</p> <p>会議（司会：環境課長）</p> <p>(1) 開会（環境課長）</p> <p>(2) 委員への委嘱状交付</p> <p>(3) 環境水道部長あいさつ</p> <p>(4) 委員自己紹介及び職員紹介</p> <p>(5) 会長、副会長の選任</p> <p>会長に佐藤和美委員、副会長に杉浦聖委員を選任した。</p> <p>(6) 佐藤会長あいさつ</p> <p>(7) 議事（議長：佐藤会長）</p> <p>〈1〉 磐田市環境市民会議について</p> <p>〈2〉 環境目標関連施策の実施状況について</p> <p>【説明概要】 事務局（環境保全グループ 副主任）</p> <p>・事務局より資料1「磐田市環境市民会議及び環境目標関連施策の実施状況について」に基づき、磐田市環境市民会議、環境基本計画について、環境目標毎の具体的な取り組み状況について説明した。</p> <p>〈3〉 磐田市迷惑防止条例について</p> <p>【説明概要】 事務局（環境保全グループ 長）</p> <p>・事務局が資料2「磐田市迷惑防止条例の現状と課題」に基づき、内容を説明した。</p>
<p>質疑・応答 及び意見交換</p>	<p>【質疑意見①】 委員</p> <p>・平成27年度の迷惑行為に関わる申立て件数の割合が出ているが、毎年度割合は同程度でしょうか。</p> <p>【回答①】 事務局</p> <p>・毎年度ほぼこのような割合となっています。</p> <p>件数は本庁や、支所で受付した件数の合計です。</p> <p>【質疑意見②】 委員</p> <p>・件数は項目別に分けられていますが、例えば雑草が生えているとこ</p>

ろに不法投棄しやすい、ごみを捨てるなどといったことにつながる
ことが多いと思います。個別に見るのではなく、そのような視点で
見て、草刈りを行いながら不法投棄を減らしていくなど効果的に施
策を運営して欲しいと思います。

【回答②】事務局

- ・最近の相談で、多くみられるのが空き家の関係です。空き家にな
ると草が繁茂してしまう、そこにゴミを捨てるなど悪循環が生じる
ことが多いです。現在、空き家対策としては、他課と連携しながら
総合的に対応をしています。

【議長】

- ・原因の連鎖を除去することが、効果的な対策になりうるというこ
とですね。

【質疑意見③】委員

- ・空き地や田んぼを含めてここ数年特に顕著になったと思うのが除
草剤で草を枯らしているという状況。田んぼのあぜ道や空き地で
も、草刈りをしないで枯らしてしまうことが目立つ。草を枯らす、
ということはそこに棲む生き物を棲みにくくしてしまう。未来に向
けてそのような面からも対策や方向性を考えていく必要があると思
います。

【質疑意見④】委員

- ・迷惑行為の現状、悪臭についてですが、例えば牛舎などの畜産を営
んでいる場所の臭いについても市民の方から洗濯物に臭いがつく
など苦情があった場合、迷惑防止条例違反ということになるのでし
ょうか。またどのような指導をしているのでしょうか。

【回答④】事務局

- ・堆肥についての申立ては市に時々あります。主には牛糞などを畑に
撒いてすき込まない、畑に置いたままの状態だと臭いも広がり、ご
近所から連絡が入ってきます。そのような場合、農林水産課と環境
課の職員と一緒に耕作者の方のところに畑にすき込んでいただく
ようお願いをするという対応をしています。

【質疑意見⑤】 委員

- ・ 例えば牛舎などから直接臭いがするなどの苦情はありますか。

【回答⑤】 事務局

- ・ 牛舎や豚舎などからの臭いの相談もあります。その都度経営者の方にご近所からの申立てがあることをお伝えし改善依頼をしています。具体的には迷惑防止条例とは別に悪臭防止法があり、悪臭防止法に定める臭気指数で管理しますが、臭気は人の感覚によるものなので、臭気指数が超えていなくても人により臭いを敏感に感じて申立てされる方もいらっしゃいます。臭いの元を断つには、畜産についての良好な環境づくりということがあるので、県とも連携しながら改善をお願いしています。

【質疑意見⑥】 委員

- ・ 迷惑防止条例が施行されたこと、はっきり見えたことで、市民からの申立ては増えたのでしょうか。

【回答⑥】 事務局

- ・ 迷惑防止条例については、平成 27 年 4 月に施行した際に全戸配付を行いお知らせさせていただきました。また、その前にはパブリックコメントを実施しています。これらのことで、普段からお困りになっている方に本条例が周知され、市に相談しても良いという権利意識が生まれ、申立て件数が増えたという認識でおります。

【質疑意見⑦】 委員

- ・ 以前は野焼きすることで虫を避けることをしていた。しかし、現在では野焼きすることを近隣の方々を気にして行わないことも多く、除草剤を使わざるを得ないと農家の方から聞いた事があります。先ほどもご意見がありましたが、生物のことを考える必要もありますし、農業のやり方も変わってきていることと思います。そのようなことも踏まえて御一考いただきたいと思います。

【議長】

- ・ 古来から伝わってきたことは理由があることが多く、やめてしまうことの弊害も併せて考えていく必要があるということですね。

【質疑意見⑧】委員

・根本的な問題かもしれませんが、戦後の日本の社会づくり、国づくりの中で、個が優先される考え方、物の価値観がお金になってしまっているように思えます。田んぼについても、自然から見ると、人間が自分達の食料を作るために自然を開墾しているという考え方をする必要がある。そういうことを子供の頃から教育してくれる機関や機会がない。ゴミ拾い活動についても一つの啓蒙活動や対処方法にはなるが、本来の人間として生きていく環境づくり、場所づくりにはなっていない。

野焼きのように昔から当たり前に行われてきた事も、現代ではどこかでゴミを燃やすことと同じ感覚でだめと見られる。一律的に煙が出るからだめ、となってしまった社会のあり方がある。物があままって、余分な物は捨てる、捨ててしまえば良いという人間のエゴがある。捨てるという事は大変労力や物によってはお金が必要になる。物の価値観がまず基本的に間違っているのではないか。

また、子供達への環境教育がされていない。我々もそのような教育を受けていない。受けていない我々が現在一生懸命考えている。本来考えなければならない基本を捨てて欧米の文明社会に流されているつけが今きているのではないか。いわゆる環境教育を考える時に大切な事は、どこかに連れて行ってやらせるのではなく、本当の自然に触れ合うことをもっともっと子供たちに小さなうちに体験させることが大切だと思います。

アカウミガメの放流事業などもさかんに報道されているが、アカウミガメは自然に育ってきて、孵った赤ちゃんは、ある決まった時期に一斉に海へ出て行くもの。その間にどこかの飼育所で育った赤ちゃんを子供達が一生懸命握ってしまう。そんな大きな間違いをさせてはならない。環境を考えた行事だが、根本的には自然のままではないこと。仕方がないから現在このような形となっていることをきちんと子供達に説明する必要がある。野生生物がどうやったら生

きていけることができるのか考える事が大切。砂浜に車を入れないとか、今は何をすべきか考えていく必要がある。

除草剤についても自然にとっては使ってはいけない事を認識することが大切。幼稚園や保育園に通う子供達にも自然に実際に触ってみることが必要。グラウンドの芝生化も良い事だが、そのことが自然だと子供達に伝えてはいけない。

今後、環境計画を作成する中では、小さな子供に関することを取り入れて、子供達に知らせていくべきだと思います。今の社会の中でどう組み合わせしていくか考えるべきだと思います。

【質疑意見⑨】 委員

- ・野焼きは農業に関することについては禁止をしないという文面を見たのですがそのことについてはどうでしょうか。

【回答⑨】 事務局

- ・野焼きについては、廃棄物に関する法律の中で、やむを得ない場合については違反ではないとされています。その一つが農業のためのやむを得ない野焼きで、廃棄物に関する法律や静岡県の生活環境に関する条例においては認められています。ただ、磐田市の迷惑防止条例では、認められているような野焼きであっても、ご近所が迷惑に感じていればやめましょうと努力義務として規定しているところ。

【議長】

- ・どこに足をおくか。その判断ということですね。

【質疑意見⑩】 委員

- ・大切な事は、コミュニティの問題ではないでしょうか。つながりがあれば、昔のように、あの人がやっているのは当たり前、またこの場所ではやってはいけない、ということがわかる気がします。どこから見るかで変わってきてしまうので非常に難しい問題だと思います。

【質疑意見⑪】 委員

- ・子供の環境教育について私も同感です。海岸清掃などに参加させていただいていますが、ただゴミを拾うのではなく、その場所を守りたいという気持ちを育てないとそのような活動をしていても無意味ではないかなと感じています。磐田にはたくさんの自慢できる自然があって、その場所を守りたいという気持ちを育てるために、子供達は五感で覚えるので小さい時に遊んだ場所、親と過ごした場所、学校で活動した場所を大切に感じます。大きくなった時に守りたいと思えるような教育の仕方をどこからやっていけば良いのか分かりませんが、目的意識をもたせる取り組みをして欲しいと思います。

【議長】

- ・「守る」という言葉を大事にすれば、野焼きの問題も解決の糸口になるのではないのでしょうか。どういうところに私達が自然環境保護の視点や、地軸を置くか、そこをはっきりさせることが重要ですね。

【質疑意見⑫】 委員

- ・現在、蛍の活動を行っているところでは、養殖の蛍がほとんどです。しかし、私達の活動をしているところは自然の蛍です。それを守るために活動してきていますが、活動していくうえで、2～3年経つと蛍がいなくなるという繰り返しが続いています。里山の自然は人の手も必要で、そこではじめて里山が守られています。子供達にも1年に1度は講座を開いていますが、自然を守るにはどうしたら良いか、子供に一番感じて欲しい。

農薬の問題も先ほど出ましたが、毎年春先になると農薬が流されて、蛍がいなくなる。薬を流す方は当たり前になっていて、直接言えないという現状があります。野焼きについても同様で、なかなか難しいと思います。

根本として自然を守っていくためには、やはり子供への教育が大切だと感じています。

【議長】

- ・何が必要で、何を守らなければいけないのか、その判断が大切で、ひとつ解決すればすべてが解決するのではなく、少しずつ、ひとつずつ取り組んでいく必要があるということです。

【質疑意見⑬】 委員

- ・先進国の中では自然資産をどれくらい持っているかということが出ていました。日本にはまだ取り入れていませんが、そういう意味で考えると、磐田市をはじめ遠州地方はまだ自然が残っていると思います。里山というのは人間の管理が必要な所で、場所により何が必要なか考えなければいけません。自然が守られることで発生している経済効果をもっと考えていくべきだと感じています。

それから、今は子供達が参加する観察会では小さなイトトンボをつかむことすら怖がる子供達があります。なぜそうなるのかということとお母さん達が虫が嫌い。子供達にとってはトンボ、チョウチョすら汚いもの、嫌なものという扱いをする人達、社会がそういう子供達をつくっていることを正していかなければならない。

風車についてもいずれは寿命がきて、ゴミになる。ゴミを片付けるのは後世の人間、若い子供や孫達に残していく事になるので、そういう意味では太陽光発電についても電気が足りない足りないという社会が間違っている。できるだけ節約することが大切ではないか。1%電気を減らしたらずいぶん変わる。新しい技術を持ってすればいくらでも電気を使って良いという社会風潮については考えていかなければいけないと思います。また子供達への教育、学校の先生方への教育も徹底して欲しい。

根本としては子供達にもっと教えていかなければならないな、と感じています。せめてかわいいイトトンボが平気で捕まえられるようになって欲しい。磐田市として市民が自然に対しての意識が高いね、と言われるようにならなければならない。山や海辺など、今ある自然を活かし子供に教えれば親もついてくるのでその機会を増やしていくべきだと思います。

今から計画を作るにあたり、5年先では難しいが10年先、50年先を見越して考えていくことが持続可能な社会を創ることにつながると思います。1行でも2行でも各項目の中に環境教育という言葉が入ったら良いなと思います。

【質疑意見⑭】委員

- ・先ほど子供の環境の関係で、体験させて終わりではいけないということでご意見ありましたが、私もまさに同感です。参考までに県では子供の環境作文コンクールというものを小学校、中学校の子供を対象に実施しています。6月から夏休み明けの9月まで募集し、先月受賞式がありました。その中で、例えばゴミの清掃活動に参加してそこを守ろうと思ったとか、夏休みに自然体験をして自然の素晴らしさを感じたことなど、自分が体験したことを作品にすることで自分なりに考えて環境を守ろうという意識を自分で確認していることが見てとれました。環境をテーマにした作文を夏休みの宿題にすることは各学校が決めますが、このようなアウトプットできる機会を作ってあげたら良いと思っています。

【質疑意見⑮】委員

- ・近くに保育園があり、園長先生とも話しをさせていただいているが、近くに自然環境を体験できる場所があることがとてもありがたいという話をされていて、子供達も喜んでいる姿を見ている。

ただ、少し離れた幼稚園や保育園になると行く事がなかなか難しいということになる。ぜひこれから地域のところで、幼稚園や保育園の近くでそのような子供達が自然環境と触れ合える場所があったらどこかへ出かけるのではなく、毎日の生活の中で行えるような環境づくりをする事が大切であると感じています。

【質疑意見⑯】委員

- ・全国では、小学校や中学校の校庭にビオトープを作ってそこで生物がいつも観察できるような場所を作るコンクールを実施しています。保育園や幼稚園でも園庭の中にビオトープを作るところもあります。今おっしゃられたようにどこかへ出かけるのではなく、

毎日通園してきたらそこで教室に入る前にビオトープを回って歩く、好きな子はそこから動かないくらい好きな場所になることがあります。そういった場所を作る活動や運動がありますが、磐田市内では現在少なく残念です。

また、南関東ではトキ・コウノトリを全体で棲める場所にしようという運動があります。この前、大池にもコウノトリが来ましたが、大池だけ、一地域だけ守れば守れるものではなく、日本列島で守っていくということを考えなければならない時代が来ており、南関東ではそのような運動を始めています。磐田市も自然環境がある中、このような運動に気が付いていけば良いと思っています。

【質疑意見⑰】 委員

・環境美化指導員ですが、啓発ですとか、指導ですとか重要な役割を担っていると思いますが、自治会の選出ではないので、自治会の役員から、環境美化指導員の活動がよく見えないという声が挙がってきます。地区の中で例えば地域づくり協議会の役員の一員として活動したりすることで地域に認知されて有効な制度となっていくと思います。このようなことに対して市はどんな評価を持っていますか。

【回答⑰】 事務局

・今現在、36名を委嘱させていただいています。
自治会の地区から1名をご推薦いただき、あとは公募でお願いしています。実際の活動は、地区パトロールなどで市にごみの不法投棄場所などを通報していただいています。地域の中での位置づけですが、地域づくり協議会の中でもそのようなお話しもされると思いますし、できればそういった形が良いと思いますので、市内でも総合的に評価していきたいと思っております。

【質疑意見⑱】 委員

・イノシシですとか、シカの被害は最近出ていますか。

【回答⑱】 事務局

・住環境に関するイノシシやシカの被害は現在ありません。農業被害

についてはありまして、例えば豊岡地区ではイノシシを猟友会の協力のもと平成27年度で60頭の駆除をしています。それぞれの農業者が電気柵を設けたり予防の対策をしていると思いますが、農業者からの申立てがありますので、市と猟友会が連携して駆除の対応をしているところです。

【質疑意見⑱】 委員

- ・今までは夜が多かったと思いますが最近では夕方などにも目撃されているということも聞いています。子供達も散歩したりすることなどから、危険を感じているのが現状です。

【回答⑱】 事務局

- ・イノシシですが、例えば桶ヶ谷沼や岩井地区でも出没しています。猟友会と相談して安全な所に罠を設置するなど対応しています。もしご心配なことがありましたら現地を確認し、対応を検討していくということになりますのでご承知ください。

【質疑意見⑳】 委員

- ・根本的に人間の活動により動物が追いやられてしまっているという状況を理解・把握し、そのうえでどうするか考えていくことが重要だと思います。害を受けた人間のことだけではなく、動物が棲む世界が変わっているというよりも、変わらせてしまったということを手頭に入れながら考えていかなければいけないと感じます。

【議長】

- ・自然を守るということのはつくづく難しいことと感じました。
- ・たくさんのご意見を本日は頂戴いたしました。まだまだご意見尽きないと思いますが、このあたりで終了したいと思います。ありがとうございました。

(8) その他（今後の日程について事務局より連絡）

(9) 閉会（環境課長）